

令和8年度

台湾インバウンドに向けた鏡石町魅力発信事業業務委託
企画提案仕様書

令和8年5月
鏡石町

1 業務の背景及び目的

福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要となっており、それは本町においても同様である。

本業務では、東日本大震災を知らない台湾の若い世代に対して誤った理解が広がらないよう、岩瀬農業高校のグローバル GAP 認証食材を活用し、高校生同士のオンライン交流や現地でのプロモーションイベントへの参加、モニターツアーの実施を通じて風評払拭を図ることを目的とする。

2 事業名称

台湾インバウンドに向けた鏡石町魅力発信事業業務委託

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的及び別紙「地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業計画書」を理解し、以下の業務を行うものとする。

(1) 訪台関係

- ・台湾の農業高校の生徒と岩瀬農業高校の生徒のオンライン交流（2回以上）
- ・台湾における「東北イベント」等への岩瀬農業高校生徒派遣によるプロモーション

(2) 訪日関係

- ・台湾の農業高校の生徒の鏡石町モニターツアー

(3) 台湾で行われる東北イベント等への参加

- ・町の特産品、加工品の試食等
- ・パネル展示等による本町の風景や食の安全、観光などの魅力発信
- ・本町の魅力度と福島県の風評に関するアンケートを実施（500人程度）
- ・繁体字マップに配布による本町の紹介

5 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本町が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本町が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本町から提供された資料等を本町の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本町へ納入した成果物に係る一切の権利は当町に帰属する。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、町は責任を負わない。

(8) 映像等の編集

映像や画像の差替えが必要な場合は、町は映像や画像の差替え等の編集を行えるものとする。

6 成果品の納品

成果品として委託者が指定する場所に納品すること。

(1) 実績報告書 2部

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、風評の払拭が図れる内容であれば積極的に提案すること。
- (2) 本事業は、福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること。
 - ・一般管理費を計上する場合は、上限を10%とする。ただし、受託者における一般管理費率が過去5年にわたり10%よりも高い場合（ただし決算書上確認できる場合）には、協議の上で一般管理費率を決定します。
 - ・経理処理等マニュアルに基づいた経理処理が必要となることから、取引先等への銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にし、その写しを実績報告書に添付すること。（委託先事業者が何にどれだけ支払ったのかという証憑資料が業務毎に必要となります。）
- (3) 本業務遂行にあたり必要となる一切の手続き及び費用負担は受注者が行うこと。
- (4) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを委託者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して決定する。
- (6) 通訳者は町が指定する者を選定し、業務に当たらせること。